

第6期恵庭市総合計画 基本構想（案）

令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

未来をひらく つながり広がる 文化創造都市
～笑顔咲く 暮らし彩る ガーデンシティ～

目 次

參考資料	40
------------	----

第6期恵庭市総合計画の策定にあたって



第 1 章 恵庭市総合計画の概要

1 総合計画策定の趣旨

恵庭市では昭和 48（1973）年の「恵庭市総合開発計画」以降、これまで 5 期にわたって「総合計画」を策定してきました。

平成 28（2016）年に始動した第 5 期恵庭市総合計画では、将来都市像を「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」と定め、その実現に向けて総合的なまちづくりに取り組んできました。

近年では、胆振東部地震の発生や大雪・猛暑といった気候の変化に加え、感染症の流行、それに伴い急速に進展したデジタル化、さらに不安定な国際情勢など、社会環境は多方面にわたって大きく変化しています。

また、周辺地域では、「北海道ボールパーク F ビレッジ」の開業や、次世代半導体の量産を目指すラピダス社の進出、さらに、北海道・札幌市の「GX 金融・資産運用特区¹」指定など、さまざまな動きがみられています。

こうした社会・地域の変化を踏まえ、変化が激しい時代においても、よりよいまちづくり・都市づくりを総合的かつ計画的に推進するための市政の基本方針として、また、市民と行政とが協働・連携してまちづくりを推進するための共通の指針として第 6 期恵庭市総合計画を策定します。

2 計画の位置づけと目的

総合計画は、市の最上位計画として、各種個別計画や行政施策の基本的な方向性を示し、行政運営の根幹を成すとともに、市民・事業者・地域団体など多様な主体が共通認識のもとで協働して取り組むための指針となります。

本計画の目的は、長期的な視点から将来のまちのあるべき姿を描き、それを実現するための施策や事業を体系的に整理することで、効率的かつ効果的な行政運営を実現することにあります。また、市民にとっても、まちづくりに対する理解と主体的な参加を促すための手がかりとなることを目指しています。

¹ GX 金融・資産運用特区：GX の実現に向け、金融資本の呼び込みと資産運用産業の集積・強化を図るために設けられる特定区域。北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、GX 産業集積と、それを支える金融機能の強化集積を両輪で進め、日本の再生可能エネルギー供給基地と、世界中から GX に関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」の実現を目指している。

3 計画の構成と期間

第6期恵庭市総合計画は、「基本構想」と「実施計画」の二層で構成します。

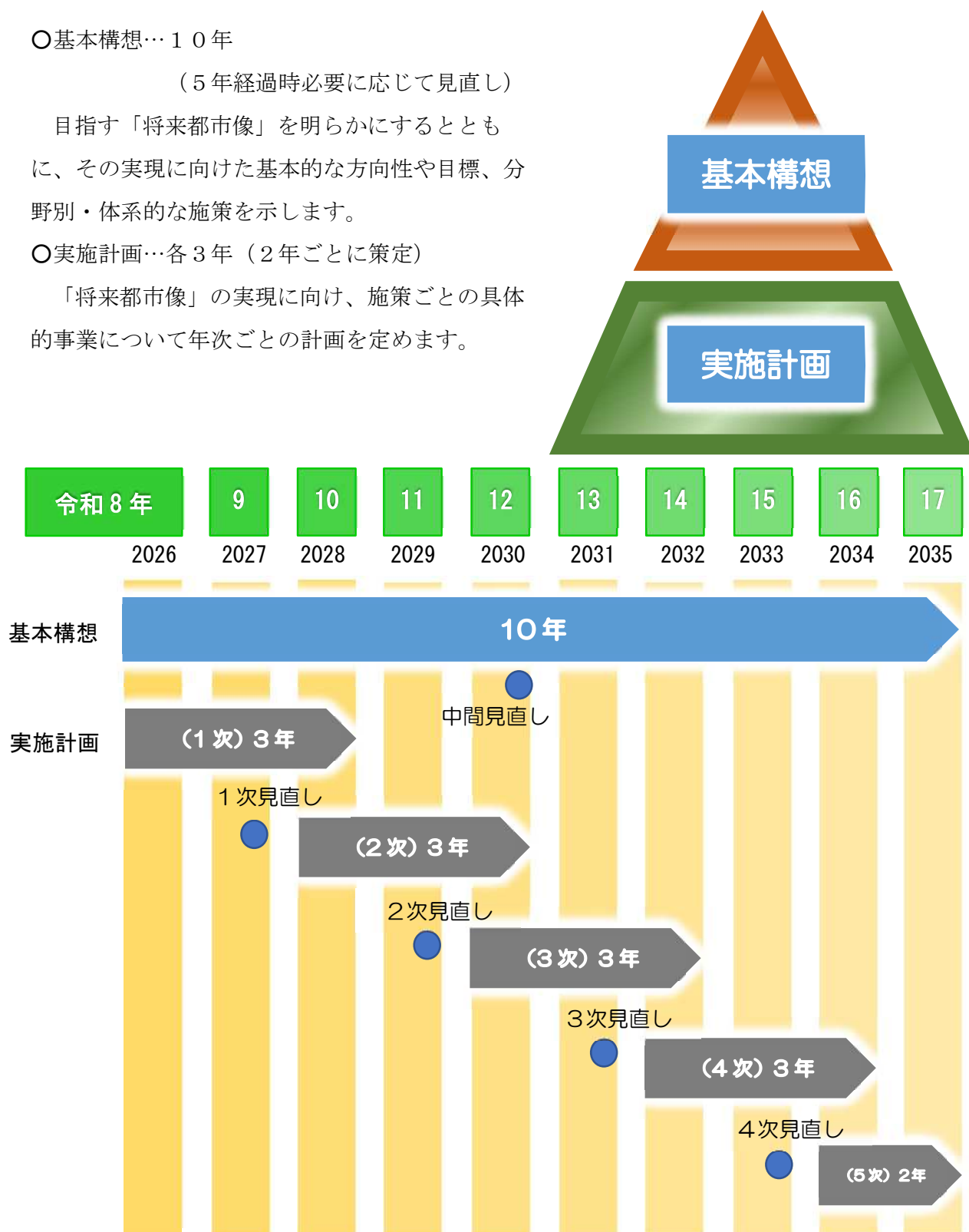
○基本構想…10年

(5年経過時必要に応じて見直し)

目指す「将来都市像」を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な方向性や目標、分野別・体系的な施策を示します。

○実施計画…各3年(2年ごとに策定)

「将来都市像」の実現に向け、施策ごとの具体的事業について年次ごとの計画を定めます。



第2章 計画の前提

1 恵庭市の姿

位置・地勢

北海道の中央部、石狩平野の南端、道央圏の中心に位置し、札幌市、千歳市、北広島市、長沼町の3市1町に隣接しています。東側には平野が広がり、西側は市街から離れるに従って丘陵・山岳と続き、支笏洞爺国立公園につながる森林地帯となっています。恵庭岳を後背に、山々を水源とする漁川や島松川など多くの河川によって豊かな平野が形成されています。

沿革

恵庭市の開拓は、明治3(1870)年に高知藩の移住により鋤が入れられたのが始まりです。その後、明治19(1886)年に山口県の岩国・和木地方からの集団移住65戸が漁川沿いに入植し、本格的な開拓が始まりました。昭和26(1951)年に町制が施行、昭和45(1970)年に市制が施行されました。その後も人口増加が続き、令和元(2019)年には人口7万人を超えました。

2 恵庭市の特徴

コンパクトで平坦なまち

恵庭・島松・恵み野のJR3駅から半径1km圏に、行政サービス機能、医療・福祉サービス機能、日常の買い物に便利な機能など、生活に必要な諸機能が集約された、コンパクトな市街地が形成されています。また、市街地の地形は平坦であり、徒歩や自転車で行動しやすいことが魅力の一つとなっています。

市民主体の花のまち

花のまちづくりは、昭和36(1961)年に「恵庭市花いっぱい文化協会」が設立されて以来、市民が主体となり、行政と協力しながら進められています。市内では、初夏から各所で花壇が整備され、美しい花々を目にすることができます。

令和2(2020)年には、北海道を代表するガーデナーが趣向を凝らした7つのガーデンからなるガーデンエリアがある花の拠点「はなふる」がオープンし、訪れた人々が四季折々の花や樹木を鑑賞することができます。令和4(2022)年には、第39回全国都市緑化北海道フェア～ガーデンフェスタ北海道2022～が「はなふる」をメイン会場に開催されました。

これからも恵庭市民がひとつとなって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして7月13日を「恵庭市花と緑の記念日」と定める条例を制定しています。

交通利便性の良いまち

札幌市と新千歳空港の間に位置し、鉄道・道路ともに交通利便性に優れたまちです。市内を通るJR千歳線では、4つの駅があり、恵庭駅からは札幌駅まで約24分、新千歳空港まで約13分と通勤や空港利用に便利です。

主要幹線道路である国道36号が市内を縦断し、また、道央自動車道や道東自動車道へもアクセスしやすく、道内各地への移動がスムーズです。車移動においても利便性が高く、札幌圏との行き来や物流面でも優れた環境が整っています。こうした利便性が、住みやすさと企業立地に繋がり、発展を支えています。

3 人口動態

(1) 人口の推移

恵庭市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の推計（令和5（2023）年）では、令和2（2020）年の70,331人から令和32（2050）年には、59,483人となることが推計されています。

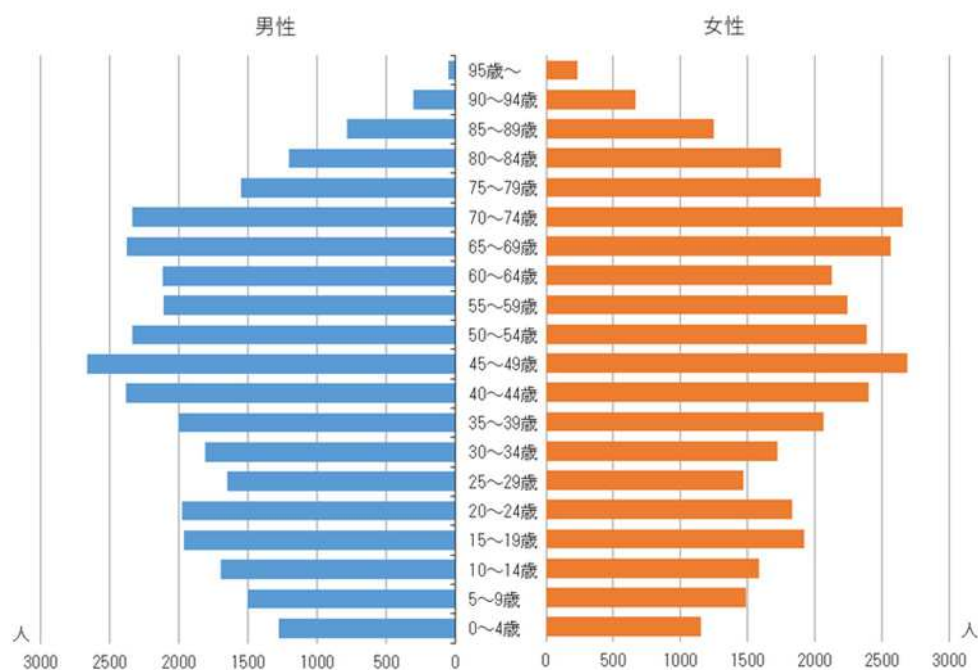


参照：国勢調査、令和5年国立社会保障・人口問題研究所推計

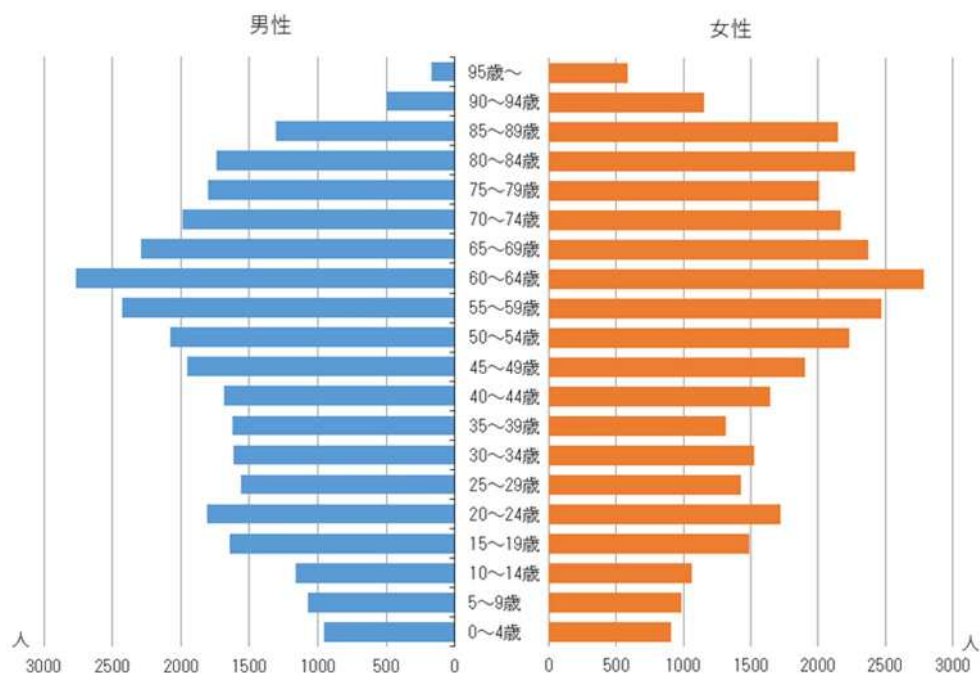
（２）年齢構成

出生数の減少による少子化は、特に年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）の減少につながります。これらの世代の人口減少は、労働力の減少による経済面や、地域を支える担い手の減少などの生活面、市税収入の減少や社会保障費の増加などによる財政面などさまざまな分野に深刻な影響を与える可能性があります。

《令和2（2020）年》



《令和17（2035）年》



参照：国勢調査、令和5年国立社会保障・人口問題研究所推計

4 外国籍市民の推移

恵庭市に住む外国籍市民は、平成 28 (2016) 年の 243 人から、令和 2 (2020) 年には 471 人、令和 7 (2025) 年には 1,071 人と急増しています。全人口に占める外国籍市民は 1.53% となり、特に 20 代は約 1 割が外国籍市民となっています。在留資格では、技能実習や特定技能 1 号、技術・人文知識・国際業務、留学などが多くの割合を占めています。

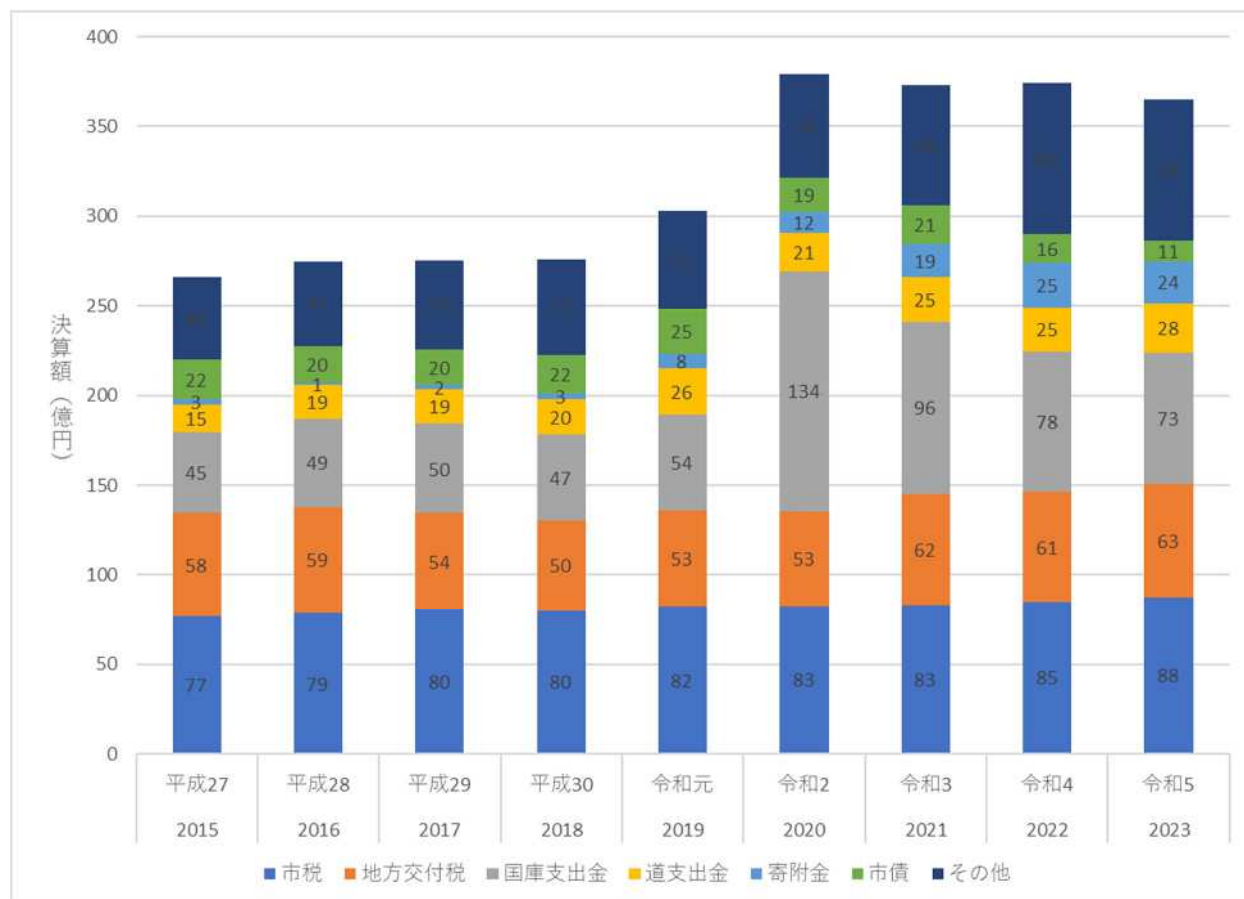


参照：恵庭市市民課

5 財政状況

(1) 歳入（一般会計）

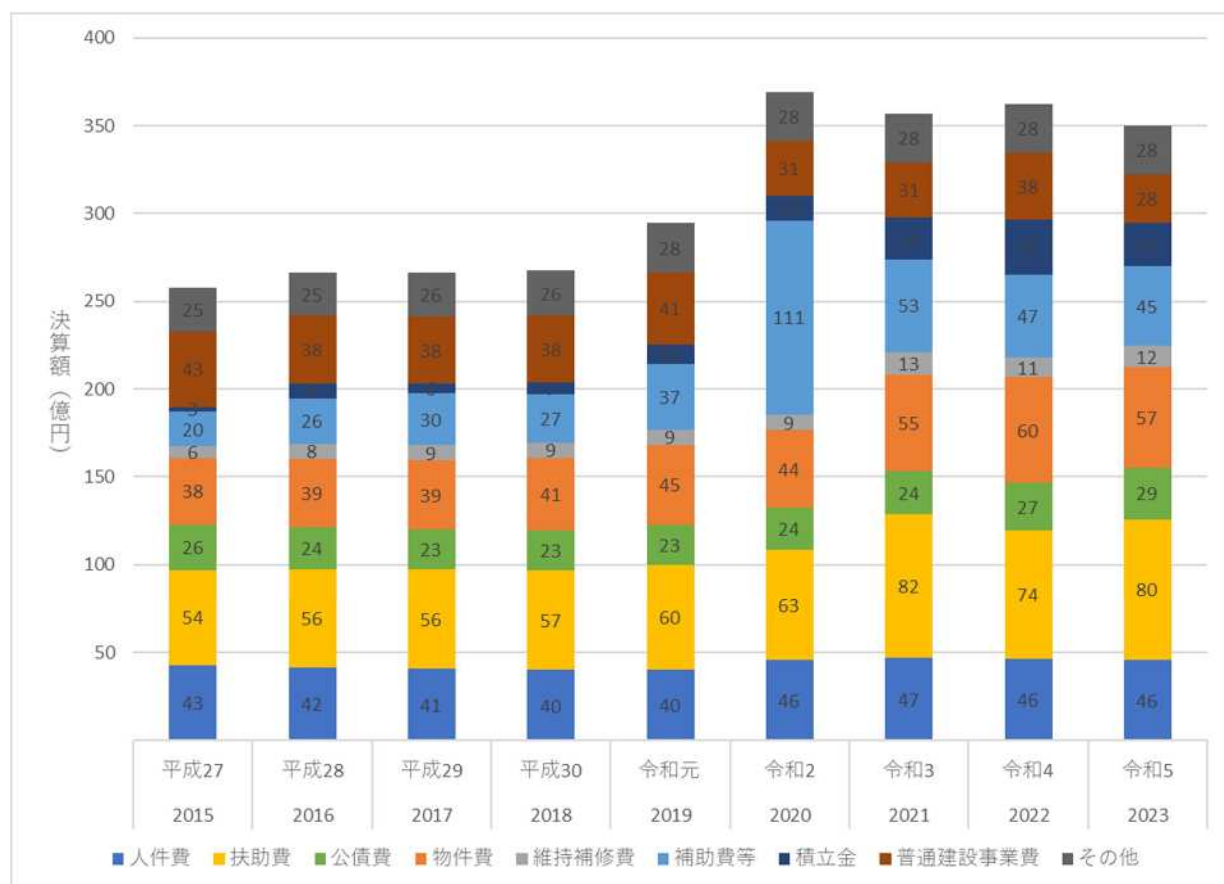
歳入決算を見ると、市税は人口増加等を背景に増加傾向となっています。令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応のため、国庫支出金が大幅に増加しています。また、寄附金はふるさと納税の増加により、令和元（2019）年度以降大幅に増加し、歳入に占める割合が高くなっています。



参照：恵庭市決算資料

（２）歳出（一般会計）

歳出決算では、歳入と同様に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応のため、令和 2（2020）年度以降、物件費や扶助費、補助費等が大幅に増加しています。今後も、障がい者給付費をはじめとした扶助費の増加、物価や人件費の上昇に伴う物件費等の増加、さらに公共施設等の老朽化に伴う維持補修費の増加など、市財政に影響を及ぼすことが予想されます。



参照：恵庭市決算資料

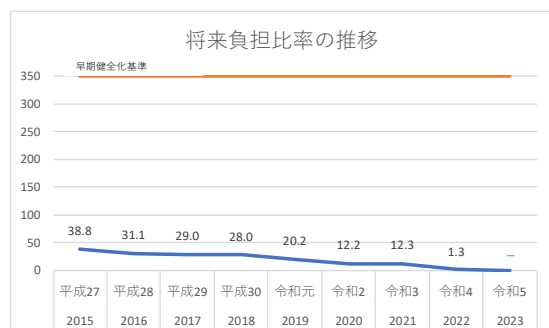
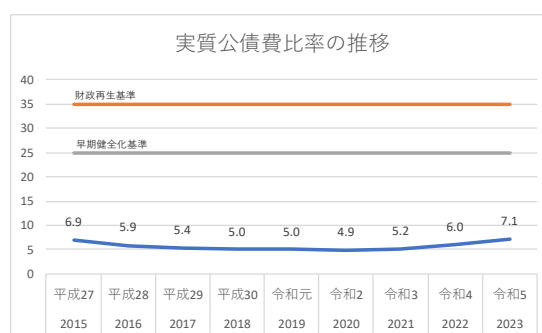
(3) 財政指標

経常収支比率¹は、近年 90%台で推移しています。

実質公債費比率²は、令和 3 (2021) 年度以降上昇しており、今後も焼却施設や花の拠点「はなふる」整備に伴う元金償還の増加等により上昇する見込みですが、将来負担比率³は、令和 5 (2023) 年度決算ではマイナスとなっています。

有形固定資産減価償却率⁴を見ると、施設の統廃合をはじめ、必要な更新などを着実に進めてきたことから、類似団体に比べると低い値となっていますが、老朽化に伴い上昇傾向となっています。

財政指標から、健全な財政運営が続けていることがわかりますが、今後も行政課題や新たなまちづくりへの対応と財政健全化とのバランスを図りながら、将来を見据えた持続可能な財政運営を行う必要があります。



参照：恵庭市財政状況資料集

1 経常収支比率：義務的経費や経常的に支出される経費に使われた一般財源の額が、市税や地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直していると言われることが多い。

2 実質公債費比率：地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

3 将来負担比率：地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性を示す指標。

4 有形固定資産減価償却率：建物やインフラ等の有形固定資産の取得原価に対する減価償却累計額の比率を示し、資産の老朽化度合いを測定する指標。

6 社会潮流

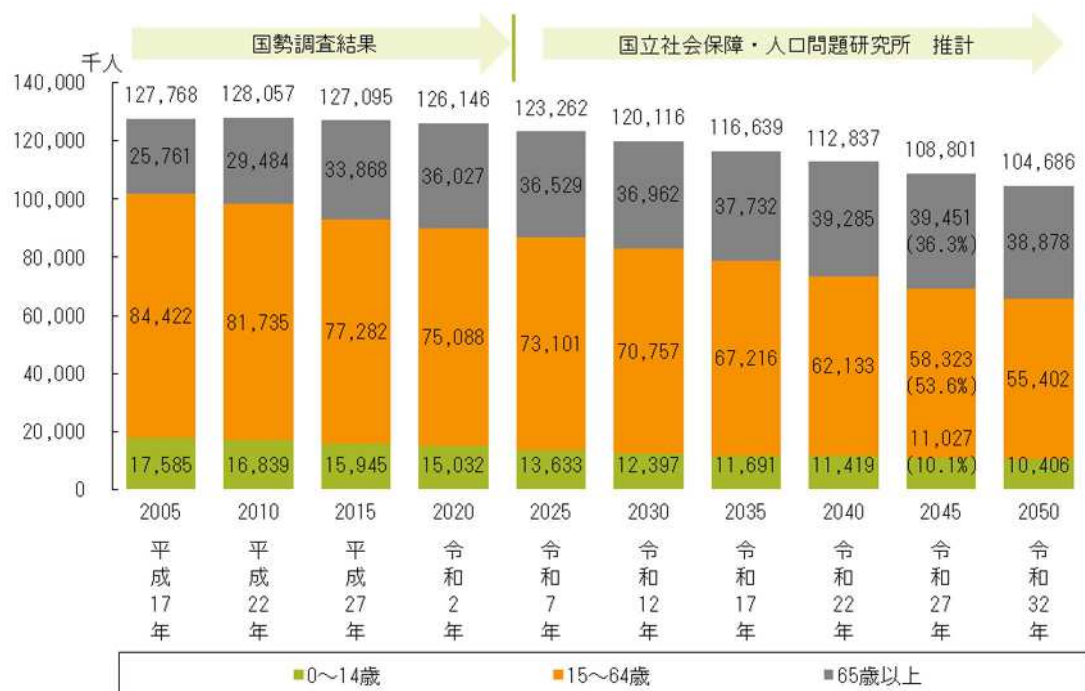
(1) 本格的な人口減少・少子高齢化の進行

国内では、平成 20 (2008) 年をピークに人口減少が始まっており、令和 2 (2020) 年の日本の総人口は 1 億 2,615 万人でしたが、社人研の推計では、今後も人口減少が続き、令和 27 (2045) 年の 1 億 880 万人を経て、令和 38 (2056) 年には 1 億人を割って 9,965 万人となり、令和 52 (2070) 年には 8,700 万人になるものと推計されています。

高齢化率も上昇し、令和 2 (2020) 年の 28.6%、3.5 人に 1 人が 65 歳以上という状況から、令和 20 (2038) 年に 33.9%で 3 人に 1 人の水準に達し、令和 52 (2070) 年には 38.7%で 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となることが見込まれています。

令和 6 (2024) 年の出生数は、69 万人を下回り、社人研の推計 (中位推計) より早いペースで少子化が進んでいます。

日本全国で進行する少子高齢化は、出生数の低下と高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少により、地域の担い手不足や地域経済の縮小などが懸念されています。



参照：国勢調査、令和 5 年国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 国際化の進展

日本政府観光局 (J N T O) の発表によれば、令和 6 (2024) 年の訪日外国人旅行者数は 3,686 万 9,900 人で、過去最高を記録しました。訪日客の増加に伴い消費額も増加傾向にあり、観光業への経済波及効果が注目されています。

また、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れ、産業分野等における人手不足に対応するため、平成 31 (2019) 年 4 月には新たな在留資格として、「特定技能」が創設されたことなどにより、日本国内で働く外国人も増えており、令和 6 (2024) 年末の

在留外国人数は、376万8,977人で、過去最高を更新しています。

外国籍住民の増加により、人手不足の解消や地域経済の活性化、新しい考えや文化がもたらされることが期待される一方で、言語や文化の違いをはじめ、地域社会における共生の課題も浮上しています。こうした課題を乗り越えるため、地域全体で共生のまちづくりを進めていくことが求められています。

（３）デジタル化の進展

デジタル技術の進化により、オンライン決済でのキャッシュレス支払い、翻訳アプリによるリアルタイム翻訳、AI¹カメラを活用した自動補正・被写体認識、クラウドサービスを利用したデータ共有など、私たちの身近なところでも、ICT²を活用した技術によって、より便利で効率的な生活の実現が進んでいます。

日本においては、政府主導の半導体産業の再興が進められており、国内企業や海外企業との連携が強化されています。次世代半導体の開発や製造基盤の強化を目的とした新工場の建設が進み、北海道においても半導体関連施設の整備が注目されています。こうした半導体技術の進化は、AIや自動運転をはじめ、ICTが進化することにつながり、情報化社会が進展していくことが想定されます。

また、デジタル技術の進展により、地域に住みながら都市部の仕事に従事することが可能になり、地方移住の促進や地域経済の活性化、AIやロボティクスを活用し、少人数でも高い生産性を維持できる環境が整えられることが期待されています。

（４）地球環境の変動と国土強靱化

気象庁によると、令和6（2024）年の世界の平均気温は、明治24（1891）年の統計開始以来、最も高い値となりました。地球温暖化の進行により、今後さらに平均気温が高くなることが予測されています。温暖化に伴い、猛暑や干ばつ、豪雨といった異常気象の発生や氷河や極地の氷が溶けることで海水面の上昇、さらに、生態系への影響が懸念されています。また、近年は国内でも地震や台風、豪雨、大雪などさまざまな自然災害が発生しています。

このような自然災害を想定した防災インフラの整備、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、自然環境の保全や生物多様性の維持をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた取組が求められています。こうした課題に対処するためには、政府や企業だけでなく、個人レベルでも環境負荷を減らす行動を意識し、エネルギーの節約やリサイクルの推進、持続可能なライフスタイルへの転換を進めることが求められています。

¹ AI（エーアイ）：Artificial Intelligenceの略。人間の知的活動をコンピュータに模倣させる技術・研究分野を指す。機械学習や自然言語処理、画像認識などが含まれる。

² ICT（アイシーティー）：Information and Communication Technologyの略称。情報や通信に関連する科学技術の総称。

（５）不透明な経済見通し

近年、世界経済は多様なリスク要因により不安定な状況が続いています。エネルギー価格や為替相場の変動、国際的な緊張の高まり、国内における物価上昇や賃金格差などが複合的に影響し、将来の経済動向を予測することが一層困難になっています。こうした経済環境の不確実性は、地域の雇用や産業、自治体財政に直接的な影響を及ぼす可能性があり、慎重な見極めと柔軟な対応が求められます。

（６）価値観・ライフスタイルの多様化

グローバル化やＩＣＴの進展に伴い、人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しています。働き方や家族のあり方、暮らし方などに対する選択肢が広がる一方で、地域コミュニティの結びつきが弱まり、従来型の行政サービスやまちづくりのあり方が通用しにくくなっています。多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現が求められています。

（７）さまざまな社会のひずみの顕在化

成熟した都市では、格差の拡大や孤立、差別、虐待など、社会のひずみが顕在化し、複雑かつ深刻な課題となっています。特に子どもの貧困や高齢者の孤立、若者の生きづらさなどは、地域全体で取り組むべき喫緊の課題であり、支援の網を広げ、包括的な対応を進めることが求められています。

（８）自治体経営の転換

財政制約が強まる中で、限られた資源を最大限に活用し、効果的かつ効率的な行政運営を行うことが求められています。人口減少や地域課題の多様化を踏まえ、戦略的かつ選択と集中を伴う「攻め」の経営へと舵を切る必要があります。また、官民連携や広域連携、住民参画の推進など、多様な主体との協働も鍵となります。

（９）持続可能な社会の構築

SDGs¹（持続可能な開発目標）の理念のもと、社会・経済・環境のバランスを図りながら、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現が求められています。中長期的な視点に立ち、地域資源を活かしながら、包摂的で変化や危機に柔軟に対応できるまちづくりを進めることが、今後の自治体に求められています。

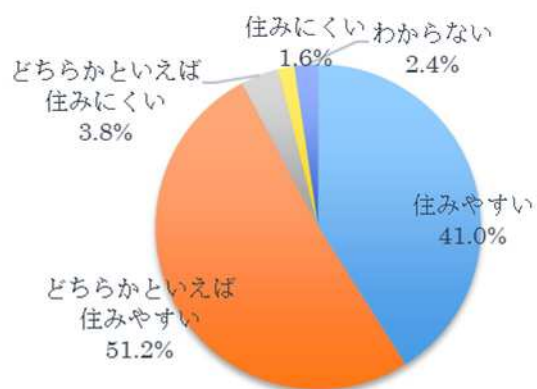


¹ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals の略称。持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

7 市民意識

令和7（2025）年に実施した市民意識調査の結果では、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答した方は合計で、92.2%となり、多くの方が「住みやすいまち」と感じていることがわかります。

これからも、住みやすいまちであり続けるために、基本構想に基づいてまちづくりに取り組めます。



参照：令和7年度市民意識調査

8 恵庭市の主要課題

（１）超高齢化社会への対応

恵庭市は、全国・全道的に人口が減少する中で、人口が増加している数少ないまちですが、今後さらに、65 歳以上の高齢者人口割合が増加していくことが見込まれています。安心して暮らすことができる環境をつくるとともに、高齢者が積極的に社会参加し、生涯活躍できる社会を構築する必要があります。

（２）地域共生社会の実現

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支え合いを基盤とした地域共生社会の実現が重要です。

高齢者や障がい者、子育て世帯など、様々な立場の人々が地域の中で共に暮らし、支え合える環境づくりが必要です。

そのためには、福祉や医療などの分野を連携させた支援体制の整備や、住民・団体・企業が協力し合うことが必要です。

（３）恵庭らしい自然環境の保全・活用とゼロカーボンの推進

恵庭市は、豊かな森林や清流、花と緑に囲まれた美しい自然環境に恵まれています。これらの自然は、市民の暮らしに潤いをもたらすとともに、観光や地域の魅力の源でもあります。

こうした「恵庭らしさ」を次世代へ引き継いでいくためには、自然環境の保全と持続可能な活用の両立が重要です。

また、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進し、自然環境の保護と地域の暮らしや経済活動との調和を図ります。

恵庭の自然を守り育てる視点と、地域資源として活かす視点を両立させながら、より魅力あるまちの実現を目指します。

（４）安全・安心の確保

市民が安心して暮らし、地域の活力を維持していくためには、災害や犯罪などから市民の生命・財産を守る「安全・安心なまちづくり」が不可欠です。

防災対策・減災措置の強化や防犯対策、交通安全の推進に加え、地域コミュニティとの連携による見守り体制の充実など、さまざまな取組を進めています。

行政と市民、関係機関が一体となって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことが必要です。

（５）活力ある地域経済づくり

恵庭市は、自然環境と都市近接性を活かし、農業・製造業・物流業など多様な産業が展開され発展してきました。工業団地の整備や中小企業支援などを通じて、地域経済の活性化と雇用創出に取り組んでいます。

また、本市の周辺地域では、来場者が年間 400 万人を超える一大観光スポット「F ビレッジ」や次世代半導体の量産を目指すラピダス社の進出など、さまざまな動きが展開されており、さらに、北海道・札幌市が「GX 金融・資産運用特区」に指定されるなど、これらによる影響が本市にもたらされ、その対応が必要となります。

一方で、若年層の流出や生産年齢人口の減少など人材の確保が困難となっていくことが見込まれます。多様な人材の活用により、持続可能な経済循環を実現することが、地域の活力維持に不可欠です。

（６）子育て支援

恵庭市の出生数は減少傾向にあり、全国と同様に少子化が進行しています。

安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築し、地域全体で子育てを支える環境づくりをこれからも進める必要があります。

（７）子どもから高齢者まで主体的な学び

市民一人ひとりが豊かな人生を築き、地域社会の活力を支えていくためには、年齢や立場にかかわらず、誰もが主体的に学び続けられる「学びの環境づくり」が重要です。

学校教育と社会教育の連携、図書館や公民館など地域資源の活用、市民同士の学び合いや教え合いの機会の創出など、多様な学習の場づくりを進めています。また、公園など日常的に人が集う場所も多様な学びの場として活用することができます。

行政だけでなく、市民や地域団体、教育機関などが協働し、生涯にわたり学ぶ意欲を育み、それぞれの学びが個人の成長と地域の力につながる社会の実現を目指すことが求められます。

（８）持続可能で効果的・効率的な行政運営

地域社会の持続的な発展を支えるためには、限られた資源を最大限に活用し、市民に対して質の高いサービスを安定的に提供できる「持続可能で効果的・効率的な行政運営」が不可欠です。

人口構造の変化や社会課題の複雑化に対応するには、従来の枠組みにとらわれず、柔軟かつ戦略的な行政運営のあり方が求められています。

デジタル技術の活用による業務の効率化、データに基づいた政策立案、市民ニーズに即したサービスの提供を進めるとともに、民間や地域団体との連携・協働を深めることで、より効果的な地域課題の解決を図っています。

また、職員一人ひとりが変化に対応し、学び続ける組織文化を醸成することも、行政の持続可能性を高める重要な要素です。

第3章 基本構想

1 まちづくりの基本理念（まちづくり基本条例より）

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。

これからも私たちは、豊かな自然環境を守りながら、子どもたちが大人になっても希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らせるまちに発展させ、次世代に引き継ぐために、自分のことから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

恵庭市民憲章の精神のもと、市民・議会・行政が共に考え、市民が住み続けたいと思うまちの実現を目指し、世代を超えて市民と市民とがつながり、市民主導で地域社会をともに創っていく「誰にとってもやさしい共生のまち」が持続的に発展できるよう、まちづくりを推進します。



未来をひらく つながり広がる 文化創造都市 ～笑顔咲く 暮らし彩る ガーデンシティ～

～ 将来都市像に込めた思い ～

私たちのまちは、多くの市民の方から「住みよいまち」とであると評価されています。これは、大都市や空港近郊という立地や、日々の暮らしに必要な施設が身近に揃っている生活利便性の良さに加え、花や緑など自然環境にも恵まれた、都市環境と自然環境が調和した生活を送れるからではないでしょうか。

今後、少子化、超高齢化が進行することに伴い、国内では本格的に人口減少が進み、様々な課題が顕在化していくことが予想されています。

私たちのまちが、これからも「住みよいまち」として持続可能なまちであり続けるために、様々な課題に果敢に挑戦し、恵庭らしい発展につなげていかなければなりません。

《未来をひらく つながり広がる 文化創造都市》

私たちはこれまで、たくさんの夢をふくらませてきました。

その夢は、希望であり、「より住み良いまちにしたい」という思いの原動力でした。

これまで紡いできた「花のまちづくり」や「読書のまちづくり」など、市民に支えられたまちづくりは、恵庭の文化であり、かけがえのない財産です。

これまで築き上げてきた恵庭らしい独自の取組を資源として再認識しながら、新たな時代の変化にも対応し、その文化にさらなる磨きをかけたまちづくりを進めていきます。

人と人とがつながり、まちの姿も新たな出会いに導かれ、移り変わりながら広がっていく。

これからも多様なつながりを大切にし、これまで育んできた恵庭の豊かさと創造性を育みながら、新しい交流の輪が広がる、未来をひらくまちへと歩みを進めます。

「夢ふくらむ」から「未来をひらく」へ。

《笑顔咲く 暮らし彩る ガーデンシティ》

花や緑に彩られた風景の中で、日々の暮らしに笑顔がこぼれる。

これまでの積み重ねが、まちの風景を美しく彩り、人と人とのつながりを育てています。

恵まれた自然や四季の移ろい、美しい景観に囲まれた中で、誰もが安心して暮らし、笑顔で、一人ひとりの多様なライフスタイルが尊重され、彩り豊かな暮らしができるまちである

とともに、観光客や来訪者にとっても、魅力に触れ、また訪れたくなる、住んでみたいと思うまち。

そんなまちの魅力が、これからも広がり続ける、水と緑・花に囲まれた豊かな暮らしができる「ガーデンシティ」を育てていきます。

3 都市ビジョン

第2章の社会潮流で示したように、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。新たな時代の変化に対応し、将来都市像を実現するため、次の3つの都市ビジョンを掲げ、取組を推進します。

(1) 活力と魅力あふれる創造都市

まちの活力を保ち、未来に向けた魅力を育てていくには、市民、事業者、行政が一体となり、新しい価値を共に創り出す「創造力」がこれまで以上に求められます。

これまで、「花のまちづくり」や「読書のまちづくり」といった市民に支えられたまちづくりや、下水終末処理場におけるバイオガス発電、p a r k - P F I¹を活用した公園整備、P F I²による市営住宅整備など、多様な官民連携による先進的なまちづくりに取り組んできました。

これらの取組は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと知恵や技術を活かし、連携・協力して実現してきた、恵庭ならではの歩みであり文化です。そして、まちに活力をもたらし、人を惹きつける魅力の源泉となっています。

こうした多様な文化が日常に根づき、人と人との出会い、アイディアが交差し、まちの魅力としてさらに育っていく。そして新たに、スポーツを通じて人々が集い、夢や希望をもち、熱気や感動を分かち合う場が生まれることにより地域の連帯感が高まり、これに加えて、感性や想像力を刺激する芸術に触れる空間など、多様な交流の機会や場を生み出すことで、新たな地域資源が創出され、育まれ、文化創造都市としての厚みが増していく。

「ここで生きていきたい」「このまちに誇りを持っている」と思える、文化が広がる、活力と魅力あふれる「創造都市」を目指します。

(2) 安心して暮らせる包摂都市³

全ての人が自分らしく、地域とつながりながら安心して暮らせる環境づくりが、これまで以上に重要になっています。

地域での見守り体制の強化、孤立を防ぐ仕組みの充実、誰もが気軽に相談できる体制の整備など、「支える人」「支えられる人」という枠を超えて、誰もが役割を持ち、共に生きられる社会を目指します。

¹ p a r k - P F I（パーク・ピーエフアイ）：公園などの都市公園施設の整備・管理・運営に民間資金やノウハウを活用する手法。恵庭市では、花の拠点「はなふる」と恵庭ふるさと公園で活用している。

² P F I（ピーエフアイ）：Private Finance Initiativeの略称。公共施設やインフラ整備において、民間の資金・経営能力・技術力を活用する手法。

³ 包摂都市：年齢・性別・障がいの有無・国籍・経済的な状況などに関係なく、すべての人が安心して暮らし、参加できるまちのこと。

また、地域社会の多様化が進む中で、さまざまな背景を持つ人々と共に、外国籍市民も地域の一人として、地域に活力をもたらす存在となっています。国籍や文化に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

さらに、安心には道路や水道、交通などの生活基盤も欠かせません。防災や防犯といった備えに加え、生活基盤の整備を通じて、日常生活の安心を支えます。

日々の暮らしの中で心が通い合い、困ったときに頼れる人がいる。そんな、人と人とのつながりを基盤に、安全で快適な都市基盤が整った、誰もが「ここで暮らしてよかった」と思える、「包摂都市」を目指します。

(3) 学びが循環し未来を育む^{きょういく}共育都市

全ての人が、変化に柔軟に対応し、学び続け、持続的に発展していける社会をつくることが重要です。

他者と対話し、地域に関わりながら学びを深めていく。その学びが次の行動を生み、地域の課題解決や新たな活動へとつながり、まちが成熟していきます。

このような学びの連鎖は、地域の一人ひとりが主役となり、多様な世代や立場がつながる「共に育つ」まちづくりの原動力となります。

これまでも、「読書のまちづくり」や市民講座、生涯学習の場づくりを通じて、学びを身近なものとして育んできました。

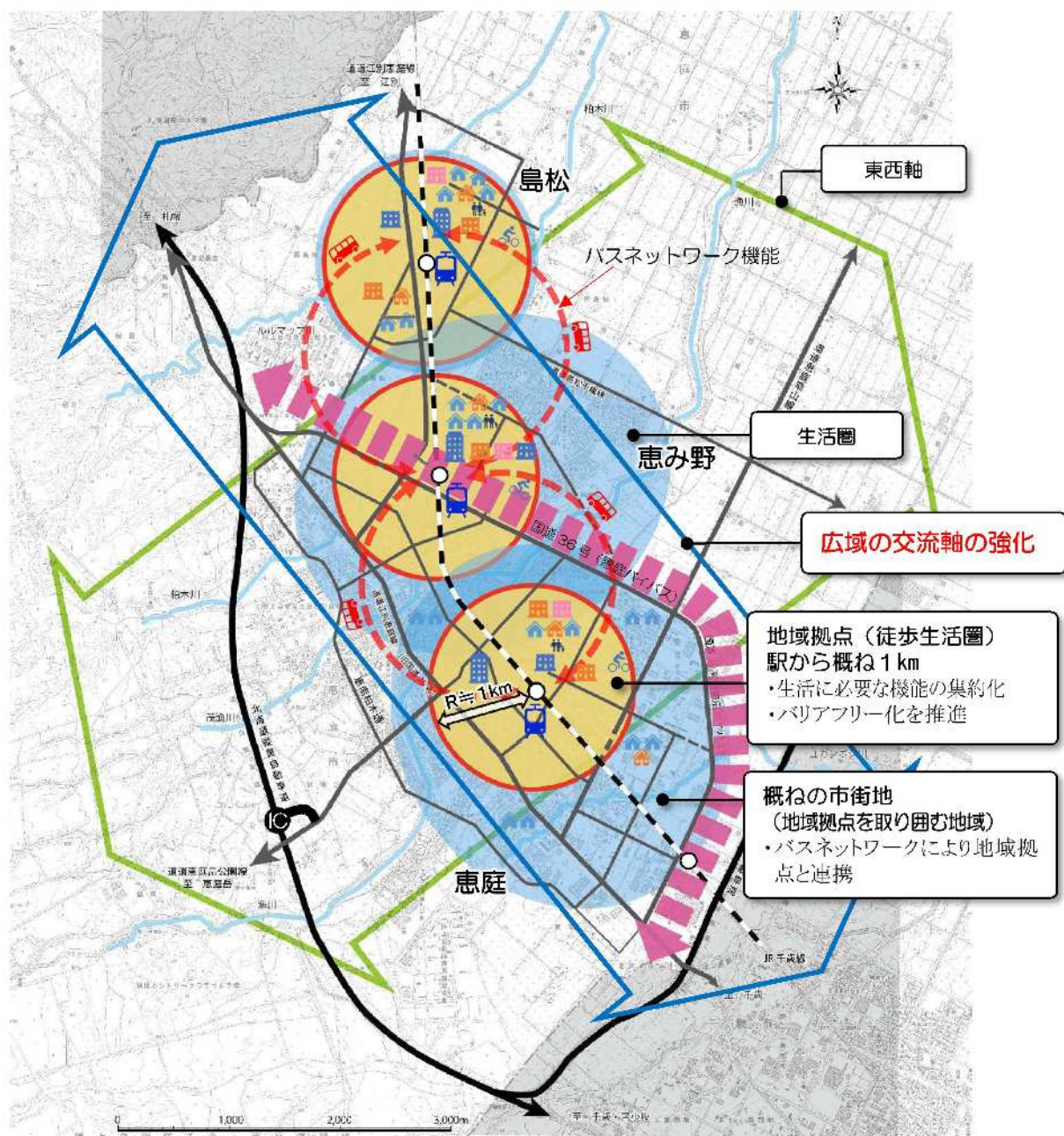
少子化が進む中で、これまで「支えられる側」と捉えられていた高齢者をはじめ、地域で暮らす人々が、子育てや次世代の育成を共に担っていくことも必要です。

子どもから大人まで、誰もがいつでも、どこでも学べる環境があり、学んだことがまちで活かされる。「学び」が人と人をつなぎ、共に未来をつくっていく。学びが循環し未来を育む「共育都市」を目指します。

4 将来の都市構造（都市計画マスタープランより）

恵庭市の市街地は、将来的な人口動態、災害リスクへの適応、生活利便性の観点から、引き続き広域の交流軸であるＪＲ駅を中心とした「地域拠点」を公共交通のネットワークで連絡する「コンパクトなまちづくり」を基本とします。

また、「ガーデンシティの確立」に向けた恵庭市の魅力を活かした都市構造として、「東西軸」を展開するとともに、近年、交流・滞留機能の充実などにより重要性が高まっている国道 36 号沿道を中心とした「広域の交流軸の強化」を図ります。



5 まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて、長期的な展望にたち、10年間の総合的な政策展開の方向性として次の通り5つの基本目標を定めるとともに、持続可能な行政運営によりまちづくりを支えます。

基本目標 1

自然と共生し 誰もが安全安心に暮らせる
市民主体のまち

基本目標 2

共につながり 支え合い
誰もが生き生きと暮らし続けられるまち

基本目標 3

まちの魅力を生かした 交流やにぎわいが生まれるまち

基本目標 4

機能的な都市空間を形成し
利便性が高く快適に暮らせるまち

基本目標 5

ふるさとに誇りを持って 健やかに成長し
人と文化が育まれるまち



自然と共生し 誰もが安全安心に暮らせる 市民主体のまち



目指すまちの姿

- さまざまな立場の人が参加しやすい地域コミュニティがあり、年齢や背景の違いを超えて多様な市民がつながった市民主体のまち
- 年齢や国籍、性別などの多様性を認めあい、人権と個性を尊重し、地域の一員として安心して暮らし、活躍できるまち
- 市民一人ひとりが交通安全や防犯への意識を持ち、交通事故や犯罪を未然に防ぐとともに、空き家の発生抑制や適切な管理にも取り組むことで、安全・安心な地域環境が維持されるまち
- 地震や台風等の自然災害が発生しても、被害の発生を未然に防ぐ防災対策と、被害を最小限に抑える減災措置が一体となって機能し、インフラをはじめとする社会機能が持続的に維持される、強靱な防災体制が構築されたまち
- 市民や地域が日常から災害に備える取組を積極的に進め、自助・共助・公助の行動が実践され、互いに協力し合う体制が整ったまち
- 多様化・複雑化する各種災害や増大する救急需要に対応できる消防・救急体制が整備され、救急医療が高度化されるとともに、救急車の適正利用や防火への主体的な取り組みが広く浸透し、自らの安全を守り、支えあうまち
- 安心して自然とふれあい、学び、楽しむことができる豊かな自然環境が保全されるまち
- ごみ収集体制とごみ処理施設が安定的に運用され、市民一人ひとりがごみの減量や再資源化等に積極的に取り組むことで、限りある資源を効率的に活用する循環型社会を共に築いていく、環境にやさしいまち
- ゼロカーボンシティ¹の実現に向けて、市民・事業者・行政それぞれが意識し自発的に行動するとともに、連携した効果的な取組によって地球温暖化対策を推進するまち
- 自衛隊と様々な行事や災害支援等において連携・協力が図られているまち

¹ ゼロカーボンシティ：2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとすることを目指し、恵庭市では令和4（2022）年にゼロカーボンシティ宣言をした。

取組の方向性

- さまざまな団体の主体性を尊重しながら、地域課題の解決に向けて、町内会や市民活動団体をはじめとする地域の多様な団体が行う活動の支援
- 外国籍住民をはじめ、異なる国籍・人種・文化・性別など多様な背景を持つ人々が、共に地域を支える一員として活躍できるよう、多様な価値観を理解しようとする意識を醸成する機会の創出や相談体制の充実
- 「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」に基づき、市民一人ひとりの人権と個性が尊重され、平等に暮らせる環境づくり
- 関係機関と連携し、交通事故や犯罪を未然に防止するための啓発活動の充実や交通安全施設整備の推進、市民が抱える不安や悩みの解決に向けた関係機関との協力・相談体制の充実
- 空き家や空き地の発生抑制及び適正な管理を推進し、官民連携等による安全で魅力ある住環境の形成
- 危機や災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、平常時からの準備や体制を整備・強化するとともに、自主防災組織など地域や関係機関との連携を強化し、地域防災力の向上による災害に強いまちづくりの推進
- 複雑化・多様化する災害や市民ニーズに対応した消防・救急体制の充実や、救急車の適正利用の推進
- 市民の防火意識を高め、住宅火災の未然防止を図るため、効果的な広報・啓発活動による自主的な防火対策の促進
- 豊かな自然環境や水資源、美しい景観を次世代へ引き継ぐため、適切な保全・管理の推進
- 循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に向け、下水道資源の有効活用、ごみの発生抑制や適正な分別・処理、減量化・資源化につながる効果的な取組の推進
- 脱炭素社会の実現に向けた、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用によるゼロカーボンの推進
- 自衛隊の体制維持・強化を継続して要請するとともに、自衛隊と地域社会が共に歩む関係を深化させ、各種行事や活動を通じた連携・協力の強化

協働の取組

- 多世代にわたる人と人がつながる地域づくり
- 地域力を育てる、持続可能な市民活動
- 交通安全・防犯活動への積極的な参加

- 防災設備の設置、防災意識や火災予防意識の向上と地域で協力し合える関係づくり
- 自主防災組織の設置と参加
- 「自助・共助・公助」による仕組みづくりの推進
- 救急車の適正利用
- 環境に配慮した活動への参加
- 市民一人ひとりがごみの発生抑制を意識した、ごみの減量化や再資源化の取組
- 年齢を問わず環境について学び、循環型社会を意識した生活の実践

施策

- 1－1 地域コミュニティ活動や市民活動の振興
- 1－2 多様性・多文化共生と男女共同参画の推進
- 1－3 安全安心な市民生活の確保
- 1－4 防災体制の充実
- 1－5 消防・救急体制の充実
- 1－6 水と緑豊かな自然環境の保全と共生
- 1－7 ごみの減量と適正な処理の推進
- 1－8 ゼロカーボンの推進
- 1－9 自衛隊との連携・協力

共につながり 支えあい 誰もが生き生きと暮らし続けられるまち



目指すまちの姿

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが多様性を認め合い、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」のまち
- 高齢者・障がい者・子どもといった各福祉分野の支援体制のみでは対応困難な複雑化・多様化した課題に対応できる、重層的な地域福祉のセーフティネットワークが整備されたまち
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の支援に関わる市内の介護・医療・保健・福祉など、全ての事業者・職種が有機的に連携する地域包括ケアシステム¹が構築されたまち
- 市民が医療や健康に関する正しい知識や情報を持ち、ライフステージに応じた生活習慣病予防や健康診査の受診等を自発的に行うとともに、多様な主体が連携・協働し、地域全体で市民の健康を支えるまち
- 多様化する市民ニーズに対応した、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境が充実したまち

取組の方向性

- 市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重し、助け合い、支えあう「地域共生社会」の実現を目指すとともに、障がいがあっても、高齢になっても、誰もが可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる包括的な支援体制の充実
- 既存の介護、障がい、子ども、子育て、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組を活かしながら、地域の多様な支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に行う重層的支援体制²の整備
- 団塊の世代が85歳以上となる令和17（2035）年や団塊ジュニア世代が65歳以上

¹ 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で高齢者の尊厳と自立生活を支援する体制。

² 重層的支援体制：住民が抱える複雑かつ複合的な生活課題に対して、分野横断的かつ包括的に対応するための支援のしくみ。複数の支援機関・制度等が重なり合うように連携し、継ぎ目のない支援を提供する体制。

- となる令和22（2040）年を見据え、「認知症対策の強化」及び「地域包括ケアシステムの深化」に取り組むとともに、効率的・効果的な介護保険事業計画に基づく事業の実施
- 健康増進や生活習慣病の予防に寄与する「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙」「飲酒」「歯・口腔の健康」の6つの分野を柱とした、各世代に応じた施策の推進
 - 障がいの有無や世代を超えて、運動やスポーツに親しみ、生涯を通じて健康で元気に暮らせるよう、プロスポーツ団体との連携も生かしたスポーツ振興の推進
 - 誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の機能充実

協働の取組

- 障がい者や認知症高齢者への理解や積極的な地域福祉活動への参画
- 高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進
- “こころ”と“からだ”の健康づくりの実践

施策

- 2-1 福祉サービス・福祉事業の充実
- 2-2 重層的支援体制整備事業の推進
- 2-3 地域包括ケアシステムの推進
- 2-4 生涯を通じた健康づくり・生きがいがづくりの推進
- 2-5 スポーツを通じた健康づくりの推進
- 2-6 地域に根ざした持続可能なスポーツ環境の整備

まちの魅力を生かした 交流やにぎわいが生まれるまち



目指すまちの姿

- 花のまちづくりをはじめとした、これまで築いてきた地域の魅力や資源を市民が認識し、さらに深化することで、地域に誇りと愛着を持つまち
- 花の拠点「はなふる」を核としたガーデンツーリズム¹や、盤尻地区をはじめとした自然環境、カリンバ遺跡などの歴史・文化資源を生かした観光に加え、スポーツ観戦など多様な交流の機会が広がり、訪れる人や宿泊者でにぎわい、地域経済が活性化したまち
- 多くの企業が立地し、地域経済の発展をけん引する産業の拠点となるまち
- 誰もが安心して働き続けられる雇用環境が整い、若者から高齢者まで働く意欲を持って活躍できるまち
- 農業の担い手が確保され、生産性の向上により農業経営が安定するまち
- 農商工の連携や活発な地域経済活動により、中小企業・小規模事業者の経営が充実するまち
- 充実した買い物環境が整い、商店街をはじめとする商業施設や飲食店等がにぎわいを生み出す、市内での消費活動が活発なまち

取組の方向性

- 恵庭の魅力や資源の戦略的PRによる関係人口の拡大及び観光振興
- 「はなふる」を核としたガーデンツーリズムの促進
- 観光客が市内で消費・飲食・宿泊したくなる取組による地域経済活性化
- 東西に広がる豊かな自然や田園風景、歴史・文化等の地域資源を活かし、持続可能な仕組みによる観光・レクリエーションの振興
- プロスポーツの招致による雇用創出や経済活動の拡大

¹ ガーデンツーリズム：地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組。恵庭市は、令和4（2022）年4月27日に「花と暮らす恵庭の花めぐり」が国土交通省によるガーデンツーリズム登録制度に登録された。

- スポーツツーリズム¹を通じた新たな観光の創出による交流人口の拡大
- 多様な産業の集積を見据えた、新たな工業団地の整備や企業誘致の推進
- 市民の就労促進及び就労機会の拡大を図るとともに、市内事業者による多様な人材の活用を促進し、人材確保や育成の支援
- 農業の土地基盤整備を推進するとともに、スマート農業の普及によって生産性の向上を図り、農業者の所得向上及び担い手の育成の推進
- 起業・創業支援をはじめとした、事業者への産業支援に加え、商店街の活性化を図る取り組みの推進

協働の取組

- 市民などによるSNS²等を活用した市内外への恵庭の魅力発信
- 観光客へのおもてなし意識の向上
- 地元農産物の積極的な購入及び地元企業による利用
- 地元商店の積極的な利用

施策

- 3-1 シティプロモーションの推進
- 3-2 花のまちづくりの推進
- 3-3 観光地域づくりの推進
- 3-4 農業・商工業の振興
- 3-5 企業誘致や雇用の促進

¹ スポーツツーリズム：スポーツの参加や観戦を目的とした地域の訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光。

² SNS（エスエヌエス）：Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できる Web 上のオンラインサービス。

機能的な都市空間を形成し 利便性が高く快適に暮らせるまち



目指すまちの姿

- 安全で安心して快適な生活を送れるインフラの整備や除排雪などの生活機能の維持により、全ての世代が心豊かに暮らせる生活空間のまち
- 緑地の保全、公園緑地の整備及び管理運営、緑化の推進などにより、市民が緑や水辺、花などにふれあうことのできる、美しくやすらぎのあるまち
- 恵庭・恵み野・島松駅周辺を中心に都市機能が強化・充実し、にぎわいが創出され、多様なライフスタイルに対応した暮らしができるまち
- 市街地外縁部の田園地帯や森林地帯などの自然と調和を図りながら、住宅地や商業地、工業団地が適正に配置され、それぞれの特性を生かし、良好な景観が形成された、機能的で魅力ある都市空間のまち
- 利便性が高く、市民が外出しやすい地域交通が充実したまち

取組の方向性

- 安全安心な道路整備や除排雪、安定した水供給と持続的な下水処理など、安心して生活できる豊かな生活空間づくり
- 市営住宅の適切な維持管理や、住宅確保要配慮者への安定した住居の確保
- 恵庭墓園と火葬場の市民ニーズに沿った安定的な維持管理
- 安全で利便性の高い公園の再整備など、美しいやすらぎのある空間づくり
- さまざまな機能が集約した複合施設整備など、利便性が高く、多世代交流や市民が集うことができる、居心地のよい空間づくりの推進
- 自然環境と市街地環境の調和を図り、都市の健全な発展と秩序あるまちづくりの推進
- ユニバーサルデザイン¹への配慮や、歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 宅地や既存住宅の循環の推進

¹ ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう市や生活環境をデザインする考え方。

- 国道３６号沿線（広域の交流軸）の人流や物流の強化や、交流・滞留機能の充実
- ＪＲ、都市間バス、市内循環バス等を効率的に組み合わせた交通ネットワークの形成、及び路線の維持・確保や利便性向上のための新たな移動サービスの導入検討

協働の取組

- まちづくり活動への参加
- 魅力的なまちづくりに向けた人材や団体の育成

施策

- ４－１ 都市基盤施設の整備・機能維持
- ４－２ 魅力ある市街地の形成
- ４－３ 新たな市街地整備の推進
- ４－４ 交通ネットワークの形成

ふるさとに誇りを持って 健やかに成長し 人と文化が育まれるまち



目指すまちの姿

- 乳幼児期の子どもの成長発達や、妊娠・出産・子育て期の保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実したまち
- 子どもや若者が健やかに成長できる環境が整ったまち
- 障がいのある子どもやひとり親家庭、生活困窮や養育に不安や困難を抱える世帯など、多様な課題をもつ子どもや家庭に対し、きめ細やかな支援が行き届くまち
- 子どもの発達段階に応じた連続性のある学びと育ちを支え、子ども一人ひとりの可能性を伸ばす教育環境が整ったまち
- 読書活動や体験活動など、さまざまな学びの機会を通じて「生きる力」を育むまち
- 学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの可能性を開花させるまち
- 誰もが恵庭の歴史や文化を学び続けられ、芸術や音楽に親しめるまち

取組の方向性

- 全ての子どもや若者、妊産婦や子育て家庭に対して、育ちと暮らしの両面を支える切れ目のない相談・支援体制の充実を図るとともに、地域全体が子どもに寄り添いながら、子どもの育ちを支える地域づくりの推進
- 子どもや若者、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や悩みに対し、関係機関が連携を図り、地域の中で安心して過ごせるための相談・支援体制の推進
- 児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができる教育環境を維持し、基礎的・基本的な知識や課題解決のための思考力・判断力・表現力を高める教育の推進
- 文化芸術活動をはじめとした、さまざまな学びの場や多様な人々が交流する機会を創出し、子どもから大人までが学び育ち合う生涯学習の推進
- 「恵庭市人とまちを育む読書条例」に基づき、いつでもどこでもだれでもが読書活動を行うことができるよう、市民、家庭、地域、学校及び市が一体となった環境づくりの推進
- 国指定史跡「カリンバ遺跡」や国の重要文化財「カリンバ遺跡出土品」、「西島松5遺跡出

土品」をはじめとした考古資料の適切な保存・活用

協働の取組

- 地域全体での子育て支援
- 学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクール運営や地域学校協働活動への参加
- 自己の充実や地域活性化につながる生涯を通じた自発的な学習
- 子どもたちが自ら遊び、自ら学ぶ多くの体験の後押し
- 文化芸術活動への参加
- 各団体の主体的な活動との連携強化

施策

- 5－1 子ども・子育て支援の充実
- 5－2 小中学校教育の充実
- 5－3 青少年・社会教育・読書活動の充実
- 5－4 文化・芸術活動の充実
- 5－5 文化財保護・活用の推進
- 5－6 高等学校・高等教育機関との連携

将来都市像の実現に向けた行政運営



目指すまちの姿

- 市民への情報提供が適切に行われ、市民と行政とが意見交換しながら、同じ目的・目標を共有し、協働でまちづくりを進める、健全かつ効果的・効率的で分かりやすい市政運営

取組の方向性

- 「恵庭市まちづくり基本条例」に基づき、市民と行政がそれぞれの能力を生かし、適切に役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」によるまちづくりの推進
- 様々な媒体を活用し、迅速かつ分かりやすく伝わる情報発信を積極的に行い、情報共有を図るとともに、市政への関心・参画意欲を醸成する市民と行政とのコミュニケーションの充実
- 限りある財源を効果的かつ効率的に活用するため、事務事業の見直しや、EBPM¹の推進など、取り組みの優先順位を見極めたうえで適正な財源配分を行い、将来世代に過度な負担を先送りすることのない、中長期的な視点に立った財政運営の推進
- 効率的な行政サービスの提供と官民連携の推進
- 公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点に立って計画的な更新や統廃合など、公共施設の適正配置の推進
- 職員の政策形成能力や課題解決能力等の向上に資する取組の推進により、複雑化・多様化する行政ニーズを的確に捉え、変化に柔軟に即応できる人材を育成し、意欲的・効率的に働く強い組織づくり
- サービスの受益者であり負担者でもある市民に対し、利便性・質の高い市民サービスを提供するため、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるデジタル活用共生社会に向けた環境づくり

¹ EBPM（イービーピーエム）：Evidence Based Policy Making の略称。合理的根拠に基づく政策立案。

○さっぽろ連携中枢都市圏¹や千歳市など、互いに生活圏や経済圏となっている自治体との連携による市民サービスの向上や効率的な行政運営、及び恵庭市単独では解消が困難な課題の解決

○山口県和木町（姉妹都市）や、ニュージーランド・ティマル市（国際姉妹都市）、静岡県藤枝市（友好都市）との多分野にわたる交流の推進

施策

- 1 行政と市民との情報共有や市政情報の発信
- 2 健全な財政運営
- 3 行政改革・事務改善・デジタル化の推進
- 4 公共施設マネジメント
- 5 人財としての職員育成
- 6 広域行政の推進
- 7 姉妹都市・友好都市連携

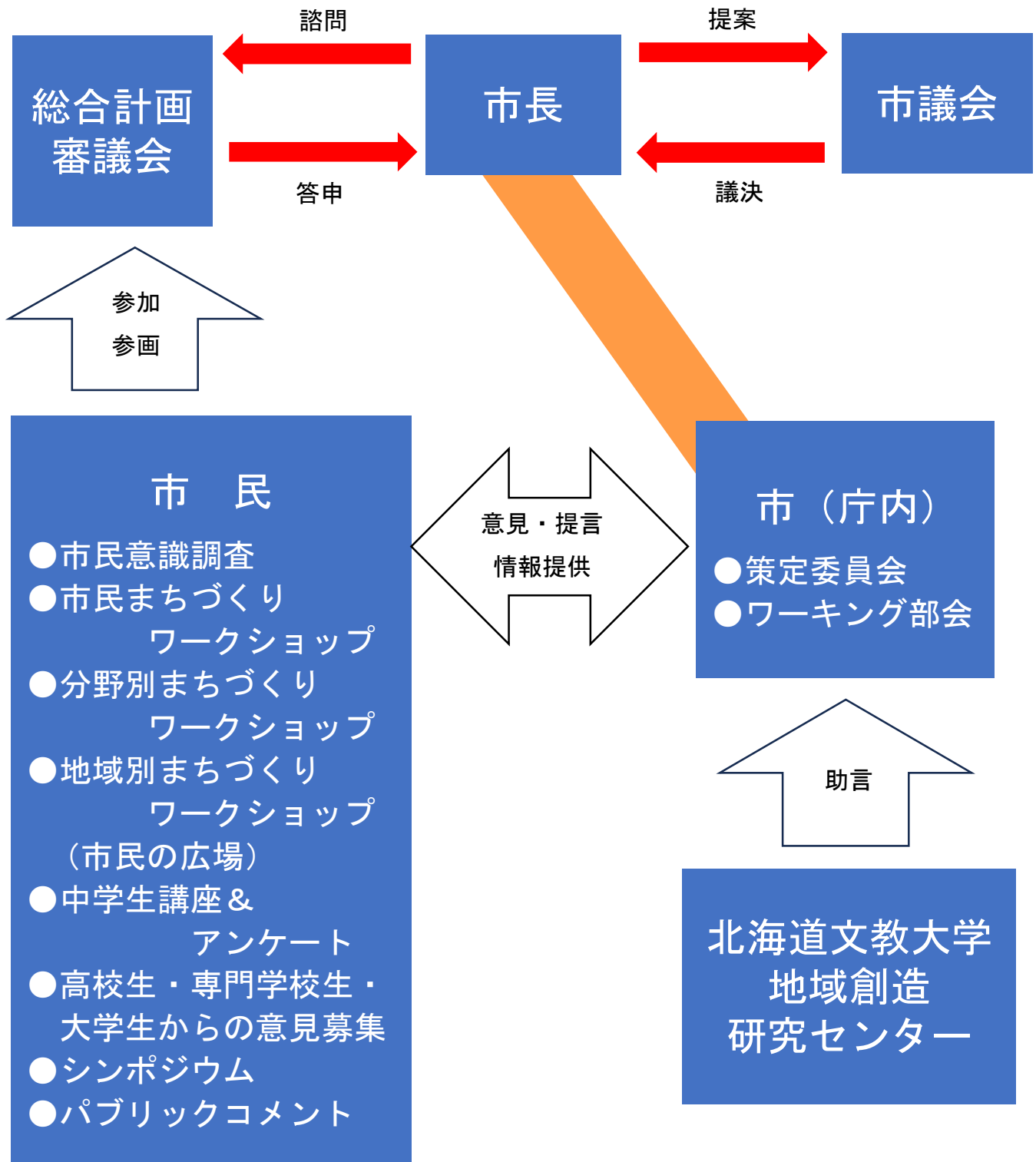
¹ さっぽろ連携中枢都市圏：札幌市を連携中枢都市とし、周辺 11 市町村との間で平成 31（2019）年 3 月に協定を締結し、連携市町村がそれぞれの強みや特徴を活かしながら、密接な連携と役割分担の下で、住民生活や圏域経済に資する取組を実施。

第6期恵庭市総合計画 施策体系（案）

		基本目標		施策	施策範囲
将来都市像「笑顔咲く暮らし彩るガーデンシティ」	都市ビジョン 学安活 び心力 がしと 循環魅 しらあ ふれる 包摂創 む都市造 育都市市	1	自然と共生し 誰もが安全安心に暮らせる 市民主体のまち	1 地域コミュニティ活動や市民活動の振興	地域コミュニティ活動、市民活動
				2 多様性・多文化共生と男女共同参画の推進	人権、多様性、多文化共生、男女共同参画
				3 安全安心な市民生活の確保	交通安全、防犯、空き家対策、消費生活
				4 防災体制の充実	防災、減災、地域防災、危機管理
				5 消防・救急体制の充実	消防、救急
				6 水と緑豊かな自然環境の保全と共生	環境保全、有害鳥獣対策
				7 ごみの減量と適正な処理の推進	ごみ処理、循環型社会
				8 ゼロカーボンの推進	エネルギー資源、脱炭素
				9 自衛隊との連携・協力	駐屯地
		2	共につながり 支えあい 誰もが生き生きと暮らし続けられるまち	1 福祉サービス・福祉事業の充実	地域福祉、低所得者福祉、社会保険
				2 重層的支援体制整備事業の推進	高齢者福祉、障がい福祉
				3 地域包括ケアシステムの推進	介護サービス、生活支援、地域医療
				4 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくりの推進	保健、健康づくり
				5 スポーツを通じた健康づくりの推進	スポーツ
				6 地域に根ざした持続可能なスポーツ環境の整備	スポーツ環境
		3	まちの魅力を生かした 交流やにぎわいが生まれるまち	1 シティプロモーションの推進	シティセールス、移住・定住
				2 花のまちづくりの推進	花のまちづくり
				3 観光地域づくりの推進	観光、ガーデンツーリズム、スポーツツーリズム
				4 農業・商工業の振興	農業、林業、商工業、中小企業
				5 企業誘致や雇用の促進	企業誘致、雇用創出、就労支援
		4	機能的な都市空間を形成し 利便性が高く快適に暮らせるまち	1 都市基盤施設の整備・機能維持	道路、上下水道、公園、市営住宅、墓園、火葬場
				2 魅力ある市街地の形成	駅周辺整備、コンパクトシティ、景観、都市づくり
				3 新たな市街地整備の推進	土地利用、市街地拡大
				4 交通ネットワークの形成	公共交通
		5	ふるさとに誇りをもって 健やかに成長し 人と文化が育まれるまち	1 子ども・子育て支援の充実	子育て支援、児童福祉、母子保健、就学前教育・保育、障がい児支援
				2 小中学校教育の充実	学校教育、教育支援
				3 青少年・社会教育・読書活動の充実	青少年教育、社会教育、生涯学習、読書
				4 文化・芸術活動の充実	文化・芸術振興
				5 文化財保護・活用の推進	文化財
				6 高等学校・高等教育機関との連携	高校、高等教育機関
		行政運営	将来都市像の実現に向けた行政運営	1 行政と市民との情報共有や市政情報の発信	協働、情報発信、情報共有、広報
				2 健全な財政運営	財政
				3 行政改革・事務改善・デジタル化の推進	行政改革、事務改善、デジタル化、マイナンバー
				4 公共施設マネジメント	公共施設マネジメント
				5 人財としての職員育成	職員育成
				6 広域行政の推進	広域行政
				7 姉妹都市・友好都市連携	都市間交流

参考資料

○総合計画策定の体制



○策定経過

令和6年	4月 1日	総合計画策定を開始
	5月 7日	第1回総合計画策定委員会 (策定方針の確認、ワーキング部会員の募集、市民意識調査の実施)
	6月 3日	第2回総合計画策定委員会 (ワーキング部会員の決定、市民意識調査の実施)
	6月 7日 ～7月2日	市民意識調査(まちづくりアンケート)の実施
	6月27日	市議会総務文教常任委員会に策定の進捗状況を報告
	7月 5日 ～9月13日	中学生への講座・アンケート(全5校で開催)
	8月 1日 ～9月30日	市民まちづくりワークショップ (公募市民・全4回開催)
	8月23日 ～8月27日	分野別まちづくりワークショップ (5分野に分けて開催)
	8月～10月	高校生・専門学校生・大学生からの意見募集
	9月 5日	総合計画シンポジウム
	9月20日	総合計画策定委員会ワーキング部会全体会議
	10月 1日	市議会総務文教常任委員会に策定の進捗状況を報告
	10月21日 ～10月29日	地域別まちづくりワークショップ(市民の広場)
	10月～12月	総合計画策定委員会ワーキング部会部会会議 (5部会・各3回程度開催)
	11月26日	第1回総合計画特別委員会
	12月 5日	市議会総務文教常任委員会に策定の進捗状況を報告
	12月19日	総合計画策定委員会ワーキング部会リーダー部会会議
令和7年	1月20日	第3回総合計画策定委員会 (第5期総合計画の検証、第6期検討素案)
	1月22日	第1回総合計画審議会(委嘱状交付)
	2月10日	第2回総合計画特別委員会
	2月13日	第4回総合計画策定委員会 (第5期総合計画の検証、第6期検討素案)
	3月 7日	第2回総合計画審議会(諮問)

3月17日	第3回総合計画特別委員会
4月17日	総合計画審議会専門部会
～6月3日	(3専門部会・各3回開催)
4月21日	第5回総合計画策定委員会
	(素案)
5月16日	第4回総合計画特別委員会
5月27日	第5回総合計画特別委員会
6月16日	総合計画審議会総合調整部会
6月25日	第6回総合計画特別委員会
7月 7日	第6回総合計画策定委員会
	(素案)
7月 9日	第3回総合計画審議会
8月 7日	第7回総合計画特別委員会
9月 1日	第7回総合計画策定委員会
	(案)
9月 2日	パブリックコメント
～10月3日	

市民参画

(1) 市民まちづくりワークショップ

公募による18名の委員により4回にわたるワークショップを行い、市長へ報告書を提出しました。

令和6年 8月 1日 第1回（恵庭らしさ、10年後どんなまちになって欲しい？）

令和6年 8月21日 第2回（10年後のまちのキャッチフレーズ）

令和6年 9月10日 第3回（10年後のまちにむけて私たちができることは）

令和6年 9月30日 第4回（まとめ）

令和6年10月18日 報告書提出



【10年後に目指すまちの姿】

・市民協働・共生分野

みんなの声が届いているまち

世界を見てつながりあうまち

コスモポリタンなまち

若い人も興味をもって参画できるまち

・生活環境分野

「でも恵庭ってさ〜・・・」がないまち

住みたいまち No.1

環境にやさしいまち

AI 交通システムのあるまち

近隣と力を合わせた防災に強いまち

ゴミの行方を考えるキレイなまち



・子育て・教育分野

いろいろな考え方を「ゆるい」繋がりで見守り適度にサポートしてくれるまち

地域に考える力を育てる人がたくさんいるまち

自由な子育て、教育ができるまち

・保健・医療・福祉・スポーツ分野

みんなが生き生き元気なまち

人のぬくもりを感じるまち

近隣のまちと共同で医療・スポーツの充実したサービスが受けられるまち

いくつになっても健康でいられるまち



・産業・観光・まちづくり分野

産業と観光で人がたくさん集まるまち

これからも自然環境を生かし、自然に触れながら仕事もできるまち
住民と自然を理解した企業の誘致
スポーツ・農で観光するまち

(2) 分野別まちづくりワークショップ 参加62名

各分野の「恵庭らしさと、10年後のまちについて」、「10年後のまちにむけて私達ができること」、「持続可能なまちのために」をテーマとし、ワークショップを行いました。

令和6年 8月23日 保健・医療・福祉・スポーツ分野

令和6年 8月23日 生活環境分野

令和6年 8月26日 子育て・教育分野

令和6年 8月26日 市民協働・共生分野

令和6年 8月27日 産業・観光・まちづくり分野

(3) 地域別まちづくりワークショップ～市民の広場～ 参加151名

「まちのみんなで10年後の恵庭を考える。」をテーマとし、「この10年で良かったこと、残念だったこと」「自分の好きなまちの魅力」「恵庭がこんなまちならもっと好きになる」「思い描く10年後も好きな恵庭市」について語り合うワークショップを行いました。

令和6年10月21日 恵み野地区

令和6年10月22日 島松地区

令和6年10月24日 恵庭地区

令和6年10月29日 恵庭地区



(4) 中学生講座&アンケート 参加663名

恵庭市内中学校5校を対象に、「私たち市民が考え、行動する未来の恵庭のまちづくり～第6期恵庭市総合計画策定に向けて～」をテーマとした講座を行い、アンケートを実施しました。

令和6年 7月 5日 恵み野中学校

令和6年 7月 9日 柏陽中学校

令和6年 8月28日 恵明中学校

令和6年 9月 9日 恵庭中学校

令和6年 9月13日 恵北中学校

(5) 高校生・専門学校生・大学生からの意見募集

市内の高校生・専門学生・大学生から、“恵庭の魅力”、“恵庭らしさ”、“こんな恵庭になって欲しい”など、自由な意見を募集しました。



○恵庭市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	専門部会	備考
会長 小磯 修二	北海道文教大学地域創造研究センター		
副会長 土谷 秀樹	恵庭商工会議所		
委員 後藤 美江	恵庭市地域女性連絡会	共生・生活環境	
委員 落合 信也	恵庭市商店会連合会	産業・観光・まちづくり	
委員 武井 和磨	恵庭青年会議所	共生・生活環境	
委員 内倉 真裕美	花のまちづくり推進会議	産業・観光・まちづくり	
委員 下原 千城	市民憲章推進協議会	共生・生活環境	
委員 北林 優	恵庭市町内会連合会	共生・生活環境	
委員 小田 進一	恵庭市私立保育連合会	教育・福祉	
委員 今村 敏之	恵庭市校長会	教育・福祉	※1
委員 工藤 雅人	恵庭市校長会	教育・福祉	※2
委員 大塚 ひろみ	恵庭市文化協会	教育・福祉	
委員 船田 清	恵庭市社会福祉協議会	教育・福祉	
委員 茶園 利紀	恵庭市スポーツ協会	教育・福祉	
委員 姉崎 敏一	道央農業協同組合	産業・観光・まちづくり	
委員 島田 圭一	恵庭観光協会	産業・観光・まちづくり	
委員 杉本 貢	市民まちづくりワークショップ委員	教育・福祉	
委員 成田 良恵	市民まちづくりワークショップ委員	共生・生活環境	
委員 小林 祐一	公募	産業・観光・まちづくり	
委員 泉谷 清	公募	共生・生活環境	
委員 熊野 稔	公募	産業・観光・まちづくり	

※1 R7.1.22～R7.3.31

※2 R7.4.1～

● 諮問書

恵企企第26号
令和7年3月7日

恵庭市総合計画審議会
会 長 小 磯 修 二 様

恵庭市長 原 田 裕

第6期恵庭市総合計画について（諮問）

恵庭市総合計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき
「第6期恵庭市総合計画」の基本構想の策定について諮問
いたします。

● 諮問書

答申書

○恵庭市総合計画審議会条例

○恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年6月14日条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年5月9日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市都市計画審議会条例(昭和44年条例第20号)は、廃止する。

附 則(平成6年6月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第11号)

この条例は、平成10年4月10日から施行する。

附 則(令和5年10月16日条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。